

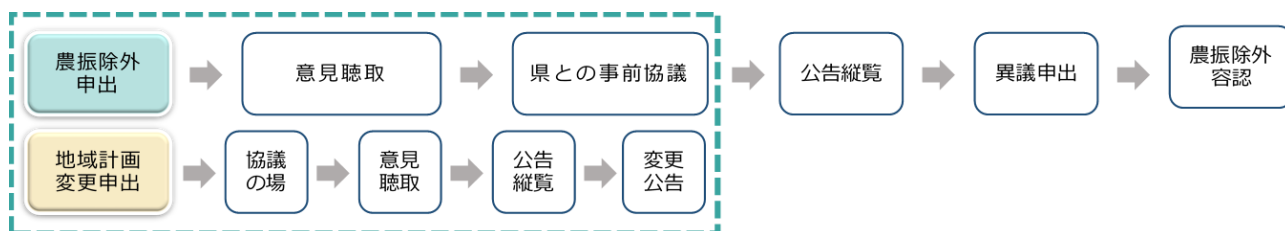
地域計画の変更にかかる手続きについて

農業振興地域の農用地区域からの除外（農振除外）

農振除外に係る地域計画の変更の申出については、農振除外の申請の際に提出いただく書類をもって地域計画の変更申請とします。（「地域計画変更申出書」の提出は不要です。）

なお、農振除外の協議中に地域計画を変更するため、農振除外に要する期間に変更はありません。

【農振除外容認までの流れ】

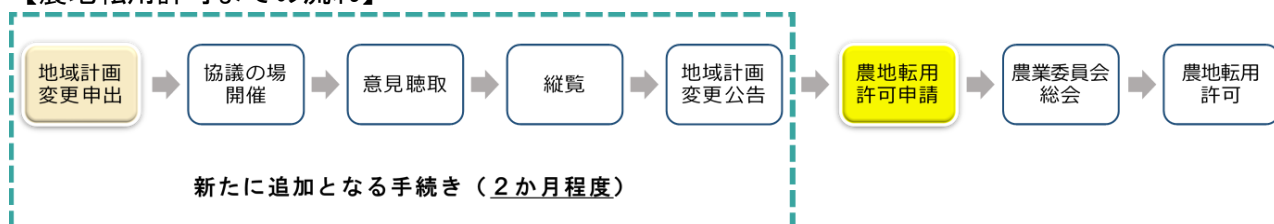


※農振除外と地域計画の手続きを並行して行います。

農地転用許可申請

農地転用許可に係る地域計画の変更の申出については、農業委員会にて当該農地の農地転用見込みの確認後、「地域計画変更申出書」を農林水産課へ提出してください。

【農地転用許可までの流れ】



※農地転用許可の申請前に地域計画の変更申出が必要です。また、農業振興地域の農用地区域の場合、事前に農振除外が必要です。

変更申出に必要なもの

1. 地域計画変更申出書
 2. 登記事項証明書
 3. 公図
 4. 位置図
 5. 委任状（土地所有者以外が代理で手続きを行う場合）
 6. その他の参考書類等
- 1～5の書類は必須です。6は必要に応じてご提出ください。

※公図等に分筆予定線を記載してください。

※登記事項証明書と公図等について、原本と複写をあわせてお持ちいただいた場合は原本をお返しいたします。

地域計画の変更申出～変更公告の予定

地域計画変更申出受付期間 ※毎月月末締め	地域計画変更公告日（予定） ※2～3ヵ月後の月末
令和7年4月1日（火曜日）～30日（水曜日）	令和7年6月30日（月曜日）
令和7年5月1日（木曜日）～30日（金曜日）	令和7年7月31日（木曜日）
令和7年6月2日（月曜日）～30日（月曜日）	令和7年8月29日（金曜日）

以降繰り返し

※変更公告日については予定です。詳しくは申出時に担当までお問い合わせください。

注意事項

- ・営農型太陽光発電設備にかかる一時転用の申請にも「地域計画の変更申出」が必要となりますが、農地転用の場合と手続きが異なりますので、事前にお問合せください。
- ・地域計画から除外された場合でも、農振除外の容認や農地転用許可を約束するものではありません。